

(別紙)

入所判定基準

1	要介護度の別	要介護5	50点
		要介護4	40点
		要介護3	30点
		要介護2	20点
		要介護1	10点

2	介護者の状況	単身の場合	20点
		介護困難な場合	15点

(注1) 病気療養中、介護老人保健施設入所中、他の福祉施設に入所中の者は在宅復帰した状況を想定

(注2) 介護困難とは

- ・介護者が高齢、虚弱、就労中、育児中、複数の者を介護、介護放棄など
- ・介護者の身体的、精神的負担が大きく居宅で介護が困難な場合も含む。

3	居宅サービス等の利用度			
		居宅サービス等を80%以上利用している	15点
		居宅サービス等を50%~80%利用している	10点
		居宅サービス等を50%未満利用している	5点

(注3) 利用度とは直近3か月分の支給限度基準額に対するサービス利用単位数の割合をいう。

(注4) 居宅サービス等とは、居宅サービスと地域密着型サービスのうち、居宅サービス計画に基づいて提供されるサービスのことである。

4	認知症の状況	要介護1~3で、昼夜逆転・徘徊・暴言・暴行等の行動があり居宅での介護が困難な場合	10点
---	--------	--	-------	-----

5	その他、考慮すべき状況	25点以下
---	-------------	-------	-------

以下のような場合等には施設が受入体制などを踏まえて考慮

- ・医療機関から退院を告知されたものの、居宅での生活が困難と認められる場合
- ・認知症の症状が特に重く、居宅での介護が極めて困難と認められる場合
- ・特例入所の要件に該当し、保険者市町村の意見も踏まえ、特別に配慮する必要があると認められる場合 等